

# 答 申 書

令和2年2月26日

神奈川県いじめ防止対策調査会

## 目 次

■ 第1章	はじめに	1
■ 第2章	会議の開催経過	1
第1	県教委から本会への諮問事項	1
第2	本会の開催経過	2
■ 第3章	提言	2
第1	相談体制の現状	2
(1)	学校における相談	2
(2)	県立総合教育センターにおける相談	3
(3)	SNSを活用した相談	3
第2	SNSを活用した相談の特徴	3
(1)	高い満足感	3
(2)	相談のしやすさ	3
(3)	多様な相談内容	3
第3	SNSを活用した相談の課題	4
(1)	相談員のスキル	4
(2)	興味本位・冷やかし等の対応	4
(3)	相談の時間帯	4
第4	今後の相談体制のあり方	4
第4章	おわりに	5
■	神奈川県いじめ防止対策調査会（第3期）委員名簿	6

## 第1章 はじめに

神奈川県いじめ防止対策調査会（以下「本会」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行を受け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する重要事項の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するために、平成26年4月に同法第14条第3項の規定に基づき神奈川県教育委員会（以下「県教委」という。）の附属機関として設置された会議である。

本会の委員は、学識経験者、県立学校長、市町教育委員会代表等計15名で構成され、県教委から諮問された事項について、各委員がそれぞれの立場・知見から広く協議してきた。

今般、任期2年の第3期委員による検討結果を本会の答申として提出するものであるが、学校や教育委員会がいじめに関する取組をより実効的に行うための一助となれば幸いである。

## 第2章 会議の開催経過

### 第1 県教委から本会への諮問事項

平成30年6月7日付けで、次の二つの事項について諮問された。

- 1 いじめの重大事態に関する調査結果の公表及び活用のあり方について
- 2 いじめ等の悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制のあり方について

諮問事項1については、令和元年10月30日付けで答申した。

本書は、諮問事項2についての答申である。

近年、スマートフォンの普及に伴い、若年層の多くがSNSをコミュニケーション手段として活用している。また、インターネットを通じたいじめが増加しており、その対応が課題となっている。さらに、いじめを受けて、誰にも相談できず、一人で悩む子どもたちへの対応も課題である。

こうした中で、いじめ等の悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制のあり方について本会に諮問された。

## 第2 本会の開催経過

本会は、県教委からの諮問を受け、令和元年10月に開催された第6回会議及び令和2年2月に開催された第7回会議において、検討を行った。

第6回会議 令和元年10月30日（水）  
開催場所：波止場会館 4階大会議室

第7回会議 令和2年2月26日（水）  
開催場所：神奈川県中小企業共済会館 401会議室

## 第3章 提言

### 第1 相談体制の現状

いじめをはじめとした様々な悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制として、現状では、次の相談体制がある。

#### (1) 学校における相談

学校における相談には、担任、養護教諭、教育相談コーディネーター、部活動顧問等による相談や、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーによる相談がある。

学校における相談の長所としては、児童・生徒の実態を把握している教員等による具体的な対応ができることや、相談しやすい教員等を生徒が選べることなどが考えられる。

一方、短所としては、他の児童・生徒の目が気になり相談しにくいことや、相談内容によっては身近な教員に相談しにくいこともあることなどが考えられる。

#### (2) 県立総合教育センターにおける相談

県立総合教育センターにおける相談には、電話による相談、電子メールによる相談及び来所による相談がある。

県立総合教育センターにおける相談の長所としては、電話による相談（「24時間子どもSOSダイヤル」）の場合に、24時間の対応が可能なことや、音声を通じて共感の気持ちを示しながら悩みを引き出せることなどが考えられる。

一方、短所としては、電話による相談の場合、会話によるコミュニケーションに抵抗感のある児童・生徒には利用されにくいことが考えられる。

### (3) SNSを活用した相談

県教委では、平成30年度及び令和元年度に、夏休み明けの期間に限定して、無料通信アプリのLINEを使用した「SNSいじめ相談@かながわ」を実施した。

平成30年度は、県内の学校から抽出した101校の公私立の中高生約5万8千人を対象に、9月10日から2週間実施し、令和元年度は、県内のすべての中高生約44万人を対象に、8月26日から4週間実施した。

## 第2 SNSを活用した相談の特徴

平成30年度及び令和元年度の「SNSいじめ相談@かながわ」の実施結果を分析すると、次のような特徴が挙げられる。

### (1) 高い満足感

平成30年度及び令和元年度の相談直後に実施したアンケートでは、いずれも回答者の8割以上が「(相談が)役に立った」、「また相談したい」と回答している。また、相談が終了してから一定期間経過後に実施したアンケートでは、平成30年度では回答者の6割以上、令和元年度では7割以上が「また相談したい」と回答している。

これらのことから、SNSを活用した相談に対しては、利用者の満足感が高かったことがうかがわれる。

### (2) 相談のしやすさ

平成30年度に実施したアンケートでは、回答者の8割以上が「相談しやすかった」と回答している。

このことは、子どもたちの多くがSNSをコミュニケーション手段として利用していることや、他人に知られることなく相談できることなどから、気軽に相談できたことがうかがわれる。

### (3) 多様な相談内容

相談内容を分類すると、いじめに関する相談は、平成30年度では約28パーセント、令和元年度では約14パーセントで、残りは「交友関係・性格の悩み」や、「部活動に関する悩み」、「恋愛・家族に関すること」など、いじめ以外の相談も相当数あった。

特に、令和元年度については、いじめよりも「交友関係・性格の悩み」の相談が多かった。これは、いじめとは言えないまでも、子ども同士の間で対立や確執等が生じ、それを誰かに聞いてもらいたいという気持ちで相談してきたことが考えられる。

### 第3 SNSを活用した相談の課題

平成30年度及び令和元年度の「SNSいじめ相談@かながわ」の実施結果を分析すると、次のような課題が考えられる。

#### (1) 相談員のスキル

SNSを活用した相談には、相談者の話をしっかりと傾聴し、共感や寄り添いの気持ちを文字でのやり取りの中でうまく伝えることや、相談者の気持ちや状況をうまく引き出せるような質問・投げかけをタイミングよく発していくことなどのスキルが求められる。

そのため、研修等をしっかりと行うとともに、それらのスキルを身につけた者を相談員として配置することが必要となる。

#### (2) 興味本位・冷やかしの対応

SNSを活用した相談の最大のメリットは、子どもたちが日頃から使い慣れているツールを利用して、大人への相談が気軽にできる点であるといえるが、その反面、興味本位や冷やかしのようアクセスが多くなりすぎると、真剣に相談するためにアクセスした生徒に応えられない可能性がある。

#### (3) 相談の時間帯

令和元年度の「SNSいじめ相談@かながわ」では、18時から21時の間に相談を受け付けた。

子どもたちがより相談しやすいよう、相談時間を拡大することも考えられるが、コストの面での課題もあり、費用対効果も考慮して検討する必要がある。

### 第4 今後の相談体制のあり方

いじめ等で悩みを抱えている子どもたちのセーフティネットとして、その相談先には、多様な選択肢が用意されることが望ましい。

そうした点で、学校における相談や県立総合教育センターにおける相談等、既存の相談体制に加え、県教委によるSNSを活用した相談体制が整備されることは意義深く、引き続き実施されることを期待する。

また、その際には、県教委による2か年のSNS相談の実施結果を踏まえて、より効果的な運用方法を検討するとともに、「24時間子どもSOSダイヤル」等既存の相談事業との連携等も図っていくことが必要と考える。

SNS相談事業の実施主体については、これまで県教委が担ってきたが、引き続き県内の中高生が対象になるのであれば、市町村教育委員会とより強固に結びついた事業展開を図ることが求められる。

## 第4章 おわりに

いじめに限らず、子どもたちが自らSOSを発することは、難しく勇気が必要であることは想像に難くないが、SNSによる相談であれば、敷居が低く相談しやすい。こうしたことから、相談した生徒の多くに評価されているものと思われる。

いじめ等の悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制の充実に、SNSは有力なツールの一つになり得るが、新しい事業であることから、より効果的な運用方法を検討し、他の相談事業と連携して、子どもたちの多様な悩みに応えていくことが望まれる。

## 神奈川県いじめ防止対策調査会（第3期）委員名簿

定数 15 名 任期 2 年

役職	選出区分	氏名	任期	備考
会長	学識経験者 (団体)	柳生 和男	平成 30 年 4 月 26 日 ～令和 2 年 4 月 25 日	特定非営利活動法人 J-ENEP 理事長
副会長	学識経験者 (団体)	金子 英孝	同 上	聖徳大学教授
	学識経験者 (団体)	小池 拓也	同 上	弁護士
	学識経験者 (団体)	大滝 紀宏	同 上	精神科医
	学識経験者 (団体)	上田 順一	同 上	臨床心理士
	学識経験者 (団体)	静井 こずえ	同 上	一般財団法人神奈川県立 高等学校安全振興会監事
	学識経験者 (団体)	佐藤 みのり	同 上	弁護士
	学識経験者 (団体)	荒井 宏	同 上	精神科医
	学識経験者 (団体)	永田 麻里	同 上	臨床心理士
	学識経験者 (団体)	小島 操子	同 上	社会福祉士
	学識経験者 (団体)	大谷 正昭	同 上	精神保健福祉士
	行政機関 (団体)	瀬高 真一郎	同 上	神奈川県立市ヶ尾高等学校 校長
	行政機関 (団体)	鈴木 英資	平成 31 年 4 月 26 日 ～令和 2 年 4 月 25 日	神奈川県立金沢養護学校 校長
	行政機関 (団体)	近藤 順子	同 上	秦野市教育委員会参事兼教育 指導課長兼教育研究所長
	行政機関 (団体)	森脇 誠潔	同 上	寒川町教育委員会学校教育 課指導主事

### ※任期途中で交代した委員

	行政機関 (団体)	佐藤 雅己	平成 30 年 4 月 26 日 ～平成 31 年 4 月 25 日	神奈川県立高津養護学校 校長
	行政機関 (団体)	佐藤 直樹	同 上	秦野市教育委員会参事兼教育 指導課長兼教育研究所長
	行政機関 (団体)	小林 くみ	同 上	寒川町教育委員会学校教育 課指導主事